

町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

納期限 6月1日(月)

軽自動車税 全期
固定資産税 1期

納期内の納付をお願いします。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に同封されているほか、収税課窓口にあります。通帳および通帳使用印をご持参のうえ、取扱金融機関または収税課でお申し込みください。

※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ 収税課 2142

ありがとうございました



- ♥各小中学校PTAから各学校に次のご寄付がありました。
 - 小室小学校…合成スポンジマット1枚、ワイヤレスマイク1台
 - 小針北小学校…電子ピアノ1台
 - 小針中学校…テント1張、ホワイトボード2台
- ♥令和元年度卒業生・卒業生保護者一同から各母校に次のご寄付がありました。
 - 小室小学校…テント1張
 - 小針小学校…テント1張
 - 南小学校…記念植樹11本
 - 小針北小学校…55型テレビ2台
 - 伊奈中学校…テント1張
 - 南中学校…ジェットストーブ1台
- ♥(株)猪狩工務店から車イス2台、匿名1件から5千円を社会福祉のために、また、(株)森田染工場からタオル240枚を障害福祉サービス事業所まつぼっくりのために役立ててほしいとご寄付がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。

自動車税(種別割)は金融機関やコンビニで納付できます。また、パソコンなどを使ってWebサイト「Yahoo! 税金支払い」を利用したクレジットカード納付やインターネットバンキング等を利用したペイジー納付もできます。

納税通知書は、5月7日以降にお手元に届く予定です。

6月1日(月)は自動車税(種別割)の納期限です

4月1日までに軽自動車等を登録された方で、納税通知書が届かない方は税務課までご連絡ください。

☎ 税務課 2152

軽自動車税の納税通知書を5月1日に発送します



埼玉県では、自動車税を納期限までに納税して領収書等を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる自動車税「納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。詳しくは「埼玉県 納めてプラス」で検索してください。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

なお、自動車税(種別割)収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用させていただいています。

☎ 自動車税(種別割) : 自動車税コールセンター ☎ 050-3786-1222、彩の国みどりの基金 : 埼玉県みどり自然課 ☎ 830-3140

障がい者に対する軽自動車税の減免

(申請期限6月1日(月))

軽自動車等に係る軽自動車

税は、期限までに申請することにより減免される場合があります。なお、申請期限を過ぎたの申請は受けられませんので、ご注意ください。

☎ 次に掲げる軽自動車等(自動車税、軽自動車税を通じて1台に限る)

①障がい者が所有する軽自動車等で、その方が運転するもの

②障がい者が所有する軽自動車等(その方の家族が所有するものも含む)で、もっぱらその方の生業、通学または通院等のために、その方の家族が運転するもの。または、障がい者が所有する軽自動車等で、もっぱらその方の生業、通学または通院等のために、その方の常時介護者が運転するもの(その方を含む世帯全員が障がい者である場合に限る)

③構造上、障がい者の利用にもっぱら供するための軽自動車等

必要書類▼個人番号がわかるもの、障害者手帳、運転者の運転免許証(コピー可)、納税通知書(未納付のもの)、印鑑

☎ 税務課 2152

清の一言——大島清

新型コロナウイルスと 児童虐待防止の対応について

今や全世界に広がりを見せる新型コロナウイルスの感染拡大防止のため要請しております、不要不急の外出自粛、多人数での会議の中止や延期、イベントの自粛など町民の皆様には日々のご理解、ご協力に感謝を申し上げます。

町では、2月25日に伊奈町新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、感染拡大防止のためのさまざまな対策を行ってまいりましたが、現在、4月7日に国から発令された緊急事態宣言、県から発出された緊急事態措置に基づき、5月6日まで町内小・中学校の休業、各施設の閉鎖、イベントの自粛をしているところでございます。

児童・生徒のみなさんや保護者の皆様におかれましては、外出の自粛や学校の休業により家庭での学習が余儀なくされ、普段と違う生活が求められたことによるさまざまなご苦労があるかと思えます。4月を過ぎましてもまだまだ新型コロナウイルスの勢力は予断を許さない状況であります。町としても全町民の命を守るよう全力投球している最中でございます。一日も早く終息するよう医療機関や関係機関の皆様と力を合わせ、感染拡大の防止に向けて総力を挙げて対応してまいりますので、引き続きご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、すでに新聞やマスコミ等でご承知のことと存じますが、去る3月、町内に住む4歳の女兒が亡くなったことにより、両親が保護責任者遺棄致死の容疑で逮捕されるという、あってはならない大変痛ましい事件が発生いたしました。町としても最善の努力をさせていただきましたが、将来ある一人の人間の命が失われたことは誠に残念でなりません。ご冥福をお祈りいたします。このような事件を二度と起こさないために、行政としてやるべきことといたしまして、町内の小・中学校と幼児教育・保育施設現場に対し、「児童生徒の見守り強化」を即指示いたしました。事件後は関係機関との連携を強化し、毎月情報会議を開催しておりますが、さらに児童相談所や要保護児童対策地域協議会、警察との情報共有の徹底を図り、児童虐待防止に努めてまいります。

虐待防止に大切なことは、地域で子どもたちを見守ってあげる気遣いであると考えております。

町民の皆様には、重ねてこれからも地域での見守りをお願いし、不審なことがございましたら、どんな些細なことであっても結構ですので、ご連絡をいただきたいと存じます。

児童虐待事件の再発防止へ

平成29年12月に町内の女兒が自宅で死亡し、両親が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕される事件が起きました。

児童の安全確保・安全確認に関しまして、町では、町民の皆様からの情報提供・通告に対しまして、できる限り即日に対応し、児童の安全を確認することに取り組んでまいりました。

今回のような虐待事件が二度と繰り返されないように、町では、5月に開催予定の第1回要保護児童対策地域協議会代表者会議や実務者会議におきまして本事件を検証し、再発防止策を検討してまいります。

☎ 子育て支援課 2180